



# 欧州の最低賃金調査 「速報」を読む

金属労協(JCM)顧問 小島正剛

国家経済の発展は望めないと述べている。そこに最賃の用語は見られないが、生活賃金の構想を披歴したのではあったろう。

最初に制度として最賃を導入したのはニュージーランドで、56日間の長期港湾ストを受けて公布された、強制仲裁法(1894年制定)をもって嚆矢とするのが一般的のようだ。

こうした大まかな節目を念頭に、今回は、最近届いた欧州の最賃調査「速報」に焦点を絞りながら、若干のコメントを加えてみたい。

## 欧州最賃調査速報をみる

ここにいう「速報」とは、「2019年における最低賃金」第1報のことである。発信元は、欧州連合(EU)の「ユーロファウンド」で、生活・労働条件の向上を目指す

調査研究機関として知られる。

一読して把握できる主眼点は、2019年初頭時点で、大多数のEU諸国で最賃が上昇していたことと、前年における最賃の設定に政治的影響が色濃かった諸国があることや、その他諸国においては最賃設定プロセスの透明性や予測可能性に関する論議が展開されたことを示したところにあるだろう。

大半の諸国において、良好な経済成長を背景に、最賃引き上げ要求が強まったのが注目されよう。全般的に強制力のある法定最賃制度を保持する国は、調査対象28カ国中22カ国で、従前と変わらなかつたとしている。

## 具体的な 月間最賃水準は…

「速報」はまず月間最賃に光を



当てている。

最賃水準を具体的にみると、最低ブルガリアの月額286ユーロ(3万4320円)から、最高位ルクセンブルグの2071ユーロ(24万8520円)までの幅になっている。(1ユーロ≒約120円)比率で大幅な上昇をみせたのはスペイン22%(1050ユーロ、12万6000円へ)、ギリシャ10%(758ユーロ、9万0960円へ)、ブルガリア10%(261ユーロへ)

## プロローグ

最低賃金をめぐっては、論議が絶えない。それは、いわずもがな、すぐれて賃金問題の一環であるため、とりわけ働く者の最低生活保障の目的を持ち、マクロ的には経済運営にもかかわりを持つからであろう。

最賃の歴史的な流れを顧みる余裕はないが、欧州で最初に最賃の構想を記述したのは、『国富論』(1776年刊)のアダム・スミスであったかもしれない。

かれは、労働者にとって、最低でも家族を養うために十分な賃金が必要であり、賃金上昇なくして



ロ、3万1320円へ)である。ギリシャの場合、2012年以来初めての引き上げという事情がある。リトアニアでは39%引き上げ(555ユーロ、6万6600円へ)とあるが、税制の変革に起因するとされている。

まったく変化のなかったのはラトビアで、430ユーロ(5万1600円)だが、これは2017年に3年協約を締結したことによる。

ここで、最賃月額の上中下3グループの内訳を見てみよう。

■まず下位グループ(2018年現在500ユーロ、6万円以下)だが、そのほとんどの諸国が、8-9%の大幅な引き上げをみせた。クロアチア、チェコ、エストニア、ルーマニア、スロバキアなどだが、ハンガリーやポーランドでは平価切り下げで4%以下となっている。

■中位グループ(ポルトガル、マルタ、スペイン、ギリシャ、スロベニア)では、月額最低7000-10500ユーロ(8万4000-12万6000円)の幅で引き上げられた。これを比率で見ると、マルタが1.9%と最低で、以下ポルトガル(3.5%)、スロベニア(5.2%)と続き、すでに

言及したスペイン(22%)、ギリシャ(10%)がこのグループに入る。

■上位グループでは、上昇率は中庸を得ていて、フランス、ベルギー、オランダ、アイルランドが1.5-2.6%の間にあり、ドイツも過去2年間で4%であるが、最高はルクセンブルグの3.6%であった。

### 時間当たり最賃は

既述したように、大多数の諸国は月間最賃を設定し、時間当たり最賃も設定している(注)。ユーロファウンドは、時間当たり最賃が存在しない諸国については、月間

社会正義を求めるフランスの「イエローベスト運動」。最賃の引き上げを要求 (2018年12月マルセイユ / Shutterstock.com)



最賃と週就労時間をベースに、時間当たり最賃を算出している。時間当たりの最賃がどう時間給労働者やパート労働者に影響するかを見るためである。

2019年1月現在、時間当たり最賃が9ユーロ(1080円)以上だったのは、ルクセンブルグ、アイルランド、オランダ、ベルギー、ドイツであるが、近年EUに加盟した諸国では、おおむね3ユーロ(360円)を下回る。たとえばブルガリアでは、比率では大幅引き上げがあったものの、1.62ユーロ(194円)である。

### 最賃設定プロセスについて

2019年の最賃設定プロセスは、既述のとおり、政治的影響の増大と、欧州法とみるべき「欧州における社会権の柱」に規定の、最賃設定プロセスの透明性と予測可能性の論議に特色づけられたと「速報」は指摘している。一部諸国では、良好な経済成長のもとで、いつも以上に最賃引き上げ要求が高まったとしている。

### 政治的影響について

スペインやスロベニアなど一部諸国では、選挙戦の公約や国民

的な支持で、最賃の大幅引き上げが実現した。たとえば、スペインの場合、2010年以降、最賃の引き上げ幅は1-8%であったのだが、新たな社会党政権は、22%引き上げ月額10500ユーロ(12万6000円)を導入した。ただ社会的対話を度外視したため、経営者団体の強い批判を呼び起こしたという。

フランスでは、社会正義を求める草の根の黄色いベスト運動の要求をうけて、最賃引き上げや、低所得者向けの雇用ボーナスの支給を決めた。雇用ボーナスの財源は国庫にあり、労務コストへの影響を回避する。フランスでは最賃は三者委員会や独立専門家委員会との協議をもって、公式のインデックス方式によって決定されてきたが、今回は、社会的圧力で政府が法定方式をもって決定している。

もちろん、政治的影響が必ずしも常に最賃引き上げにつながるとも言えない。ポルトガルでは、政府は6000ユーロ(7万2000円)以上(年間14カ月分の所得をベースに算定)への最賃引き上げを提案したが、ソーシャル・パートナーとの合意が得られず、政府が成立させた。



欧州の最低賃金の動向

(単位：ユーロ)

国名	月額		時間額	
	2018年	2019年	2018年	2019年(():米ドル換算)
ベルギー	1,562.59	1,593.76	9.22	9.41 (10.71)
ブルガリア	260.76	286.33	1.47	1.62 (1.84)
クロアチア	462.10	505.90	2.64	2.89 (3.29)
チェコ	477.78	518.97	2.87	3.10 (3.53)
エストニア	500.00	540.00	2.86	3.09 (3.52)
フランス	1,498.47	1,521.22	9.88	10.03 (11.41)
ドイツ	1,497.79	1,557.09	8.84	9.19 (10.46)
ギリシャ	683.76	758.33	3.85	4.27 (4.86)
ハンガリー	444.69	464.20	2.53	2.65 (3.01)
アイルランド	1,613.95	1,656.20	9.55	9.80 (11.15)
ラトビア	430.00	430.00	2.46	2.46 (2.80)
リトアニア	400.00	555.00	2.45	3.39 (3.86)
ルクセンブルク	1,998.59	2,071.10	11.55	11.97 (13.62)
マルタ	747.54	761.97	4.25	4.33 (4.93)
オランダ	1,578.00	1,615.80	9.11	9.33 (10.61)
ポーランド	602.75	523.09	2.84	2.95 (3.36)
ポルトガル	676.67	700.00	3.81	3.94 (4.48)
ルーマニア	407.86	446.02	2.32	2.54 (2.89)
スロベキア	480.00	520.00	2.76	2.99 (3.40)
スロベニア	842.79	886.63	4.76	5.00 (5.69)
スペイン	858.55	1,050.00	4.98	6.09 (6.93)
イギリス	1,638.36	1,746.73	8.95	9.54 (10.85)

資料出所：Eurofound 資料より JCM 国際局で作成  
ユーロ対米ドル為替レートは 2019 年 6 月 28 日時点の数値を使用

設定方式の透明性と  
予測可能性

「欧州における社会権の柱」第 6 条によれば、「すべて賃金は、国内慣行に従い、ソーシヤル・パートナーの自主性を尊重しつつ、透明で予測可能な方法で設定されるものとする」としている。その意図するところは、すべての EU 加盟国を通じて、従業員に適正な労働条件を確保することにあり、したがってワーキン

グ・プアを排除することにある。算定方式に準拠したアプローチは、最賃の動向を予測可能にしやすいのが常だが、国内の当事者は特定の算定方式とその基礎となる方法論に異議を唱えることがしばしばある。と「速報」は指摘している。それはそのようなアプローチの設定段階に限らず、実施の具

体的にも異論がやすい。とりわけ経済的(または政治的)動向が急激に変化する時期には、導入済みの方式が疑問視されやすい。そうした背景の下、一部の国では、算定公式準拠のアプローチに変更を加える動きがみられる。最賃算定に採用すべき要素は何かなどの基本的論議である。

リトアニアでは、最賃を平均賃金の動向に合わせて引き上げる新たなアプローチの提案があるが、平均賃金の算定方式をめぐってソーシヤル・パートナー間に合意がなされず、ポーナスを含めるか

三者合意不調では、  
政府が決定

最賃決定をめぐり三者合意が不調の場合には、政府が決定するとする規定を持つ国は、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ポーランド、ポルトガル、スロバキアである。

ソーシヤル・パートナー合意  
または三者合意で  
決定するケース

一方、一部諸国では、比較的スムーズに最賃引き上げを実施している。たとえばベルギーでは、ソーシヤ



ル・バートナーと全国審議会が2%引き上げ、1593ユーロ(19万1160円)とすることに合意している。

## 専門家委員会主導の決定も

多くの国で、所定の算定方式をベースに、「技術的」に法的最低賃を設定しており、他の経済指標の上昇や専門家委員会の見解と関連付けつつ決定している。マルタでは、三者委員会が小売物価指数の算定を監視しており、それにより政府は生計費の上昇を算定し、最賃に反映させる。オランダやルクセンブルグでも、最賃を他の賃金動向に関連付けて引き上げる規定をもっている。

その他諸国では、専門家委員会を関与させる混合アプローチをとっている。ドイツでは、最賃委員会(労使代表および経済専門家で構成)が向こう2年間で対象に2段階での最賃引き上げを提案した。従前は2年ごとの提案であった。それには労働組合が良好な経済状況から大幅賃上げを要求してきた環境が、妥協をもたらしたといえよう。アイルランドでは低所得委員会が全会一致で引き上げ勧告を

提起し、政府がこれに応じた。

イギリスでは、低所得委員会(LPC)が、ソーシャル・パートナーとの十分な協議にもとずいて引き上げを勧告、2020年までに中位賃金の60%水準へと最賃を引き上げる道筋を確認している。政府はこの勧告を受け入れた。

## 1つの設問

以上、概要を伝えながら、最後のイギリスの項目で、クリアしたい疑問が生じた。

それは、ILOによれば、マクロ的に見て、平均賃金水準にたいする最賃の比率が60%を超えると、マイナス効果がプラス効果を上回るといえる。それは、慢性的な高失業率に悩むフランス(62%)をみればよい。また、ポルトガル(61%)やEU域外のコロンビア(89%)、トルコ(74%)、コスタリカ(68%)などの諸国の状況を見れば歴然とする。ユーロファウンドはEU諸国の状況をどう分析するであろうか？

もちろん、生産性の動向が勘案されねばなるまいし、基準となる平均賃金水準と、イギリスのいう中位賃金水準とは、同列にはおけない。

さらには、最近、最賃を10%引き上げると、雇用を0.7%縮小させ、失業率を0.64%押し上げるとする計測をOECDが公表しているが、EU諸国における因果関係はどうなのであろうか。

## エピソード

以上、欧州最賃調査「速報」を概観してみた。2018-2019年の最賃が、市民運動や、最賃を公約する選挙活動、良好な経済情勢からくる労働運動の賃上げ要求など、いわば政治的影響を受けたケースが示された。さらには労働力不足からくる最賃引き上げ圧力も否めまい。そして、透明性があり予測可能性をもつ最賃設定プロセスの在り方をめぐる論議が、多くの国で進行中であることも示された。だが、「速報」によれば、それも氷山の一角であるようだ。「速報」に次ぐ本編「年次最低賃金報告」2019は未着だが、それには団体交渉による最賃や性別最賃の実態などが含まれるようだ。

いずれにせよ、国境を越えて「欧州における社会権の柱」が適用されるシステムは「欧州社会憲章」を補完し、社会格差を是正し、ワーキング・プアを職場から排除する

上で、最賃が重視されている様子を垣間見たように思われるのである。

あのアダム・スミスの論考が、今に息づいているのかもしれない。(了)

(2019年8月30日記)

(注) 法律にもとずき、月間最賃および時間当たり最賃を規定する諸国は次の通り…チェコ、フランス、ドイツ、アイルランド、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、スロバキア、およびイギリス。

(参考資料)

Eurofound, Minimum wages in 2019 – First findings, Feb. 2019, ほか。

### ●金属労協顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF(国際金属労連)日本事務所に入職以来、金属労協事務局長代理、同国際局長、同副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年金属労協顧問に。日本ハーバード・クラブ会員。主要著書「海外労働アラカルト」他。